

一般事業主行動計画

一般社団法人愛生会では、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内 容

< 目 標 >

- 1 時間外労働の合計時間数の平均が各月40時間未満。
- 2 有給休暇取得が年間5日以上。
- 3 役職（主任・係長以上）に占める女性労働者の割合が5割以上。
- 4 派遣職員の当法人職員（常勤または非常勤）への積極的な転換。

< 取組内容 >

令和3年4月～・定期的に有給休暇取得状況を各所属管理者に発行し、有給休暇取得の促進を図る。

- ・ 利用可能な両立支援制度（育児休暇、介護休暇、子の看護休暇制度等）

をイントラネット、通報を通じて労働者、管理職に周知する。

- ・ 長時間労働の是正について、時間外労働が月40時間を超える職員に対し

所属管理者等と対策を講じる。

以上